知的障害者の福祉サービスの確保を求める緊急アピール

―知的障害のある人たちのいのちとくらしを守る―

障害者自立支援法による新たな障害程度区分は、知的障害者の利用できる福祉サービスを決定づける。しかし、知的障害の障害特性を軽視し、知的障害者のいのちとくらしを脅かしかねないものである。一方、所得保障等の伴わない利用者負担の増大は、これまでのサービス利用を阻害する。

ここに、知的障害者が相応しいサービスを選択でき、かつ、事業者が安定した質の高いサービス提供ができるよう、緊急アピールを行うものである。

●障害程度区分を抜本的に見直されたい

新たな障害程度区分の判定の仕組みは、知的障害の障害特性や支援ニーズが適切に反映されない。知的障害者の多くが低い障害程度区分に集中し、利用できるサービスが限定される。知的障害福祉サービス全般に対する職員数の削減によりサービスの質も極めて低いものとなる。

また、現行グループホームの利用者に対してこの障害程度区分が適用されれば、現在、夜間支援体制をとっているグループホームの大半がこの10月から夜間支援体制を確保することができない。

よって、知的障害者への支援サービスが充分確保できるよう、新たな障害程度区分を抜本的に見直されたい。

●グループホーム等の居宅サービスに経過措置を設けられたい

現行のグループホーム等の居宅サービスに対しては、経過措置が設けられていない。全てがこの10月より新たな障害程度区分に基づいた新事業体系に移行する。多くの問題を抱えた障害程度区分による判定が進められ、充分な説明がないなか、利用者、事業者に大きな混乱が生じることは必至である。

よって、利用者や事業者が不安なく円滑に新事業体系へ移行できるよう、施設サービスと同様に経過措置を設けられたい。

●所得保障の確立と諸手当の拡充を図られたい

この4月より、新たな利用者負担の仕組みが導入された。利用者負担の増大は利用者並びにその家族の生活に大きな影響を与え、サービス利用自体を控える状況が生じ始めている。

よって、利用者が相応しいサービスを利用できるよう、所得保障の確立と特別児童扶養手当等の諸手当を拡充されたい。

平成18年6月6日

主催団体：(財)日本知的障害者福祉協会

賛同団体：(福)全日本手をつなぐ育成会・(福)全国重症心身障害児(者)を守る会・(福)日本肢体不自由児協会・(社)日本自閉症協会・全国盲ろう難聴児施設協議会・全国知的障害者施設家族会連合会・東京知的障害児・者入所施設保護者会連絡協議会・神奈川県知的障害者施設保護者会連合会・(社)日本知的障害福祉連盟・(社)日本重症児福祉協会、(福)全国精神障害者社会復帰施設協会・全国社会就労センター協議会・全国肢体不自由児通園施設連絡協議会・全国自閉症者施設協議会・障害児(者)地域療育等支援事業全国連絡協議会、(社)日本社会福祉士会、(社)東京社会福祉士会